

第五十八條 兩院協議會は傍聽を許さず
第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取らば無名投票を用ゐる可き同数なるときは議長の決する所に依る
第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各々一員を互選し毎會交代して席に當らしむべし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む
第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規定は其の協議に依り之を定むべし
第十三章 請願
第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書は議員の紹介に依り議院之を受取るべし
第六十三條 請願書は各議院に於て請願委員に付し之を審査せしむ
請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長は紹介の議員を経て之を却下すべし
第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すべし
請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは各議院は其の請願事件を會議に付すべし
第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを決したるときは意見書を添附し其の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むることを得
第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外總代の名義を以てする請願は各議院之を受くることを得ず
第六十七條 各議院は憲法を變更するの請

願を受くることを得ず
第六十八條 請願書は總て哀願の體式を用ゐべし若し若請願の名義に依らず若は其の體式に違ふものは各議院之を受くることを得ず
第六十九條 請願書にして皇室に對し不敬の語を用ゐる政府又は議院に對し侮辱の語を用ゐるものは各議院之を受くることを得ず
第七十條 各議院は司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず
第七十一條 各議院は各別に請願を受け互に相干預せず
第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係
第七十二條 各議院は人民に向て告示を發することを得ず
第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召集し及議員を派出することを得ず
第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要なる報告又は文書を求むるときは政府は秘密に渉るものを除く外其の求に應ずべし
第七十五條 各議員は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復することを得ず
第十五章 退職及議員資格の異議
第七十六條 衆議院の議員にして貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられたるときは退職者とす
第七十七條 衆議院の議員にして選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるときは退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生したるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すへし

第七十九條 裁判所に於て當選訴訟の裁判手續を爲したるものは衆議院に於て同一事件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるるに至るまでは議院に於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査に關する會議に對しては辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請願辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間に超えざる議員の請暇を許可することを得其の一週間を起ゆるものは議院に於て之を許可し期限なきものは之を許可することを

得ず

第八十二條 各議院の議員は正當の理由を以て議長に届出ずして會議又は委員會に闕席することを得ず

第八十三條 衆議院は議員の辭可を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に闕員を主したるときは議長より内務大臣に通牒し補闕選舉を求むへし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せむか爲内部警察の權は此の法律及各議院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏は政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るときは議長は之を警戒し又は制止し又は發言を取消さしむ命に従はざるときは議長は當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長は當日の會議を中止し又は之を閉つることを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるときは議長は之を退場せしめ必要なる場合に於ては之を警察官廳に引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるときは議長は總ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意を

喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論説を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ふることを得ず及他人の身上に涉り言論することを得ず

第九十三條 議院又は委員會に於て誹毀侮辱を被りたる議員は之を議院に訴へて處分を求むへし私に相報復することを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院は其の議員に對し懲罰の權を有す

第九十五條 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設く

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員に付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す

各委員會又は各部に於て懲罰事犯あるときは委員長又は部長は之を議長に報告し處分を求むへし

第九十六條 懲罰は左の如し

- 一 公開したる議場に於て譴責す
 - 二 公開したる議場に於て適當の謝辭を表せしむ
 - 三 一定の時間出席停止す
 - 四 除名
- 衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すへし
- 第九十七條 衆議院は除名の議員再選に當る者を拒むことを得す

【五】 貴 族 院 令

大正十四年三月第五十議會に於て改正案通過す所謂貴族院制度改革案がこれである

第九十八條 議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動機を爲すことを得
懲罰の動機は事犯ありし後三日以内に之を爲すへし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内に召集に應ぜざるに由り又は正當の理由なくして會議又は委員會に闕席するに由り若は請暇の期限に過ぎたるに由り議長より特に招狀を發し其の招狀を受けたる後一週間内に仍故なく出席せざる者は貴族院に於ては其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふへく衆議院に於ては之を除名すへし

(大正十四年三月改正)

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此の勅令を實施するの時期は朕が更に命する所に依るへし

貴族院令

第一條 貴族院は左の議員を以て組織す

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者
- 五 帝國學士院の互選に由り勅任せられたる者
- 六 北海道各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者の中より一人又は二人を互選して勅任

せられたる者
第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す

第三條 公侯爵を有する者滿三十歳に達したるときは議員たるへし

前項の議員は勅許を得て議員たることを辭することを得

前項の規定に依り議員たることを辭したる者は勅命に依り再び議員たることを得
第四條 伯子男爵を有する者にして滿三十歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之を定む

前項議員の定数は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人とす
第五條 國家に勳勞あり又は學識ある滿三

十歳以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるへし
前項議員の数は百二十五人を超過すへからず
第一項の議員身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至りたるときは貴族院に於て其の旨を議決し上奏して勅裁を請ふへし
前項の議員に關る規則は貴族院に於て之を議決し上奏して裁可を請ふへし

第五條の二 滿三十歳以上の男子にして帝國學士院會員たる者の中より四人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は其の會員たるの間七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之を定む

第六條 滿三十歳以上の男子にして北海道

各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は七箇年任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之を定む
前項議員の總數は六十六人以内とし其の北海道各府縣に於ける定數は通常選舉毎に人口に應じ勅命を以て之を指定す

第七條 (削除)

第八條 貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關る條規を議決す

第九條 貴族院は其の議員の資格及選舉に關る争訟を判決す其の判決に關る規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふへし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せら

れ又は破産の宣告を受け確定したる者あるときは勅命を以て之を除名すへし
貴族院に於て懲罰に由り除名すへき者は議長より上奏して勅裁を請ふへし
除名せられたる議員は更に勅許あるにあらずされは再び議員となることを得ず
第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるへし
被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くへし

第十二條 此の勅令に定むるものの外は總て議院法の條規に依る

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又は増補するときは貴族院の議決を経へし

附則

本令中第四條の改正規定並第一條第六號及

第六條の改正規定は各大正十四年に於て行ふ通常選舉より之を施行し其の他の改正規定は其の最初に行ふ通常選舉の期日より之を施行す

第三條の改正規定施行の際現に第一條第二號の規定に依り議員たる者は第三條第一項の改正規定に拘らず議員たるへし從前の第一條第五號の規定に依り勅任せられたる議員にして大正十四年に於て任期終了すへき者の任期は仍從前の規定に依る其の任期の終了が同年に於て行ふ同條第六號の改正規定に依る議員の通常選舉の期日より前なる場合に於てはその期日の前日迄任期を延長す

【六】普通選舉法

(改正衆議院議員選舉法)

大正十四年二月二十日樞密院の諮詢を経て同日衆議院へ提出、三月二十八日兩院協議會の協定を経て、二十九日兩院を通過し同年五月五日公布せらる

衆議院議員選舉法

第一章 選舉に關する區域

第一條 衆議院議員は各選舉區に於て之を選舉す

選舉區及各選舉區に於て選舉すべき議員の數は別表を以て之を定む

第二條 投票區は市町村の區域に依る
地方長官特別の事情ありと認むるときは

市町村の區域を分ちて數投票區を設け又は數町村の區域を合せて一投票區を設くることを得

前項の規定に依り投票區を設けたるときは地方長官は直に之を告示すへし

第二項の規定に依り設くる投票區の投票に關し本法の規定を適用し難き事項に付ては勅令を以て特別の規定を設くること

を得

第三條 開票區は郡市の區域に依る

地方長官特別の事情ありと認むるときは郡市の區域を分ちて數開票區を設くることを得

前項の規定に依り開票區を設けたるときは地方長官は直に之を告示すへし

第二項の規定に依り設くる開票區の開票に關し本法の規定を適用し難き事項に付ては勅令を以て特別の規定を設くることを得

第四條 行政區劃の變更に因り選舉區に異動を生ずるも現任議員は其の職を失ふことなし

第二章 選舉權及被選舉權

第五條 帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者は選舉權を有す

帝國臣民たる男子にして年齢三十年以上の者は被選舉權を有す

第六條 左に掲ぐる者は選舉權及被選舉權を有せず

- 一 禁治產者及準禁治產者
- 二 破產者にして復權を得ざる者
- 三 貧困により生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者
- 四 一定の住居を有せざる者
- 五 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者
- 六 刑法第二編第一章、第三章、第九章第十六章乃至第二十一章、第二十五章又は第三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を犯し六年未滿の懲役の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後その刑期の二倍に相當する

期間を經過するに至る迄の者但しその期間五年より短きときは五年とす
七 六年未滿の禁錮の刑に處せられ又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し六年未滿の懲役の刑に處せられ其執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者
第七條 華族の戸主は選舉權及被選舉權を有せず
陸海軍々人にして現役中の者(未だ入營させざる者及歸休下士官兵を除く)及戰時若は事變に際し召集中の者は選舉權及被選舉權を有せず兵籍に編入せられたる學生々徒(勅令を以て定むる者を除く)及志願に依り國民軍に編入せられたる者亦同し

第八條 選舉事務に關係ある官吏及吏員は其の關係區域内に於て被選舉權を有せず

第九條 在職の宮内官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢察官、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收税官吏及警察官吏は被選舉權を有せず
第十條 官吏及待遇官吏は左に掲ぐる者を除くの外在職中議員と相兼ぬることを得ず
一 國務大臣
二 內閣書記官長
三 法制局長官
四 各省政務次官
五 各省參與官
六 內閣總理大臣秘書官

七 各省秘書官
第十一條 北海道會議員及府縣會議員は衆議院議員と相兼ぬることを得ず
第三章 選舉人名簿

第十二條 町村長は毎年九月十五日の現在に依り其の日迄引續き一年以上其の町村内に住居を有する者の選舉資格を調査し選舉人名簿二本を調製し十月十五日迄に之を郡長に送付すへし
郡長は町村長より送付したる名簿を調査し其の修正すべきものは修正を加へ一本は十月三十一日迄に之を町村長に返付すへし市長は毎年九月十五日の現在に依り其の日迄引續き一年以上其の市内に住居を有する者の選舉資格を調査し十月三十一日迄に選舉人名簿を調製すへし
第一項又は前項の住居に關する要件を具

備せざる選舉人は選舉人名簿に登録せらるゝことを得ず選舉人名簿には選舉人の氏名、住居及生年月日等を記載すへし
第一項又は第三項の住居に關する期間は行政區劃變更の爲中斷せらるゝことなし
第十三條 郡長及市町村長は十一月五日より十五日間郡市役所、町村役場又は其の指定したる場所に於て選舉人名簿を縦覽に供すへし
郡長及市町村長は縦覽開始の日より少くとも三日前に縦覽の場所を告示すへし
第十四條 選舉人名簿に脱漏又は誤載ありと認むるときは選舉人は理由書及證據を具へ其の修正を郡市長に申立つることを得
縦覽期限を經過したるときは前項の申立を爲すことを得ず

第十五條 郡市長に於て前條の申立を受けたるときは其の理由及證據を審査し申立を受けたる日より二十日以内に之を決定すへし其の申立を正當なりと決定したるときは直に選舉人名簿を修正し其の旨を申立人及關係人に通知し併せて之を告示すへし其の申立を正當ならずと決定したるときは其の旨を申立人に通知すへし前項の規定に依り名簿を修正したるときは郡長は直に其の旨を關係町村長に通知すへし

前項の通知を受けたるときは町村長は直に名簿を修正し其の旨を告示すへし

第十六條 前條郡市長の決定に不服ある申立人又は關係人は郡市長を被告とし決定の通知を受けたる日より七日以内に地方裁判所に出訴することを得

前項裁判所の判決に對しては控訴することを得す但し大審院に上告することを得

第十七條 選舉人名簿は十二月二十日を以て確定す

選舉人名簿は次年の十二月十九日迄之を据置くへし但し確定判決に依り修正すべきものは郡市長に於て直に之を修正し其の旨を告示すへし

前項の規定に依り名簿を修正したるときは郡長は直に其の旨を關係町村長に通知すへし

前項の通知を受けたるときは町村長は直に名簿を修正し其の旨を告示すへし

天災事變其の他の事故に因り必要あるときは更に選舉人名簿を調製すへし

前項選舉人名簿の調製及其の期日、縦覽確定に關する期日、期間等は命令の定む

る所に依る

第四章 選舉投票及投票所

第十八條 總選舉は議員の任期終りたる日の翌日之を行ふを例とす但し特別の事情ある場合に於ては議員の任期終りたる日より五日以内に之を行ふことを妨げず議會開會中又は議會閉會の日より二十五日以内に議員の任期終る場合に於ては總選舉は議會閉會の日より二十六日以後三十日以内に之を行ふ

衆議院解散を命ぜられたる場合に於ては總選舉は解散の日より三十日以内に之を行ふ總選舉の期日は勅令を以て之を定め少くとも二十五日前に之を公布す

第十九條 選舉は投票に依り之を行ふ投票は一人一票に限る

第二十條 市町村長は投票管理者と爲り投

票に關する事務を擔任す

第二十一條 投票所は市役所町村役場又は投票管理者の指定したる場所に之を設く

第二十二條 投票管理者は選舉の期日より少くとも五日前に投票所を告示すへし

第二十三條 投票所は午前七時に開き午後六時に閉つ

第二十四條 議員候補者は各投票區に於ける選舉人名簿に記載せられたる者の中より本人の承諾を得て投票立會人一人を定め選舉の期日の前日迄に投票管理者に届出つることを得但し議員候補者死亡し又は議員候補者たることを辭したるときは其の届出てたる投票立會人はその職を失ふ

前項の規定に依る投票立會人三人に達せざるとき若は三人に達せざるに至りたる

とき又は投票立會人にして參會する者投票所を開くべき時刻に至り三人に達せざるとき若は其の後三人に達せざるに至りたるときは投票管理者は其の投票區に於ける選舉人名簿に記載せられたる者の中より三人に達する迄の投票立會人を選任し直に之を本人に通知し投票に立會はしむべし

投票立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ず

第二十五條 選舉人は選舉の當日自ら投票所に到り選舉人名簿の對照を経て投票を爲すべし

投票管理者は投票を爲さむとする選舉人の本人なりや否やを確認すること能はざるときは其の本人なる旨を宣言せしむべし其の宣言を爲さざる者は投票を爲すこ

とを得ず

第二十六條 投票用紙は選舉の當日投票所に於て之を選舉人に交付すべし

第二十七條 選舉人は投票所に於て投票用紙に自ら議員候補者一人の氏名を記載して投函すべし

投票用紙には選舉人の氏名を記載することを得ず

第二十八條 投票に関する記載に付ては勅令を以て定むる點字は之を文字と看做す

第二十九條 選舉人名簿に登録せられざる者は投票を爲すことを得ず但し選舉人名簿に登録せらるべき確定判決書を所持し選舉の當日投票所に到る者あるときは投票管理者は之をして投票を爲さしむべし

第三十條 選舉人名簿に登録せられたる者選舉人名簿に登録せらるゝことを得ざる

者なるときは投票を爲すことを得ず選舉の當日選舉權を有せざる者なるとき亦同し

自ら議員候補者の氏名を書すること能はざる者は投票を爲すことを得ず

第三十一條 投票の拒否は投票立會人の意見を聽き投票管理者之を決定すべし

前項の決定を受けたる選舉人不服あるときは投票管理者は假に投票を爲さしむべし

前項の投票は選舉人をして之を封筒に入れ封緘し表面に自ら其の氏名を記載し投函せしむべし

投票立會人に於て異議ある選舉人に對しても亦前二項に同じ

第三十二條 投票所を閉つべき時刻に至りたるときは投票管理者は其の旨を告げて

投票所の入口を鎖し投票所に在る選舉人の投票終了するを待ちて投票函を閉鎖すべし

投票函閉鎖後は投票を爲すことを得ず

第三十三條 選舉人にして勅令の定むる事由に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべきことを證する者の投票に關しては第二十五條第二十六條第二十七條第一項第二十九條但書及第三十一條の規定に拘らず勅令を以て特別の規定を設くることを得

第三十四條 投票管理者は投票録を作り投票に關する顛末を記載し投票立會人と共に之に署名すべし

第三十五條 投票管理者は一人又は數人の

投票立會人と共に町村の投票區に於ては投票の翌日迄に市の投票區に於ては投票の當日投票函投票録及選舉人名簿を開票管理者に送致すへし

第三十六條 島嶼其の他交通不便の地に於て前條の期日に投票函を送致すること能はざる情況ありと認むるときは地方長官は適宜に其の投票の期日を定め開票の期日迄に其の投票函投票録及選舉人名簿を送致せしむることを得

第三十七條 天災其の他避くへからざる事故に因り投票を行ふことを得ざるるとき又は更に投票を行ふの必要あるときは投票管理者は選舉長を経て地方長官に其の旨を届出つへし此の場合に於ては地方長官は更に期日を定め投票を行はしむへし但し其の期日は少くとも五日前に之を告示

せしむへし

第三十八條 第七十五條又は第七十九條の選舉を同時に行ふ場合に於ては一の選舉を以て合併して之を行ふ

第三十九條 何人と雖選舉人の投票したる被選舉人の氏名を陳述するの義務なし

第四十條 投票管理者は投票所の秩序を保持し必要なる場合に於ては警察官吏の處分を請求することを得

第四十一條 選舉人投票所の事務に従事する者投票所を監視する職權を有する者及警察官吏に非ざれば投票所に入ることを得ず

第四十二條 投票所に於て演説討論を爲し若は喧騒に涉り又は投票に關し協議若は勸誘を爲し其の他投票所の秩序を紊る者あるときは投票管理者は之を制止し命に

従はざるときは投票所外に退出せしむへし

第四十三條 前條の規定に依り投票所外に退出せしめられたる者は最後に至り投票を爲すことを得但し投票管理者は投票所の秩序を紊るの虞なしと認むる場合において投票を爲さしむることを妨げず

第五章 開票及開票所

第四十四條 郡市長は開票管理者と爲り開票に關する事務を擔任す

第四十五條 開票所は郡市役所又は開票管理者の指定したる場所に之を設く

第四十六條 開票管理者は豫め開票の場所及日時を告示すへし

第四十七條 第二十四條の規定は開票立會人に之を準用す

第四十八條 開票管理者は總ての投票函の

送致を受けたる日の翌日開票所に於て開票立會人立會の上投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すへし

第四十九條 前條の計算終りたるときは開票管理者は先づ第三十一條第二項及第四項の投票を調査し開票立會人の意見を聽き其の受理如何を決定すへし

開票管理者は開票立會人と共に投票區毎に投票を點檢すへし

投票の點檢終りたるときは開票管理者は直に其の結果を選舉長に報告すへし

第五十條 選舉人は其の開票所に就き開票の參觀を求むることを得

第五十一條 投票の効力は開票立會人の意見を聽き開票管理者之を決定すへし

第五十二條 左の投票は之を無効とす

- 二 議員候補者に非ざる者の氏名を記載したるもの
 - 三 一投票中二人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの
 - 四 被選舉權なき議員候補者の氏名を記載したるもの
 - 五 議員候補者の氏名の外他事を記載したるもの但し官位、職業、身分、住居又は敬稱の類を記入したるものは此限に在らず
 - 六 議員候補者の氏名を自書せざるもの
 - 七 議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きもの
 - 八 衆議院議員の職に在る者の氏名を記載したるもの
- 前項第八號の規定は第七十五條又は第七十九條の規定に依る選舉の場合に限り之
- を適用す
- 第五十三條 投票は有効無効を區別し議員の任期間開票管理者に於て之を保存すべし
 - 第五十四條 開票管理者は開票録を作り開票に關する顛末を記載し開票立會人と共に署名し投票録と併せて議員の任期間之を保存すべし
 - 第五十五條 選舉の一部無効と爲り更に選舉を行ひたる場合の開票に於ては其投票の効力を決定すべし
 - 第五十六條 第三十七條の規定は但書を除き開票に之を準用す
 - 第五十七條 開票所の取締に付ては第四十條乃至第四十二條の規定を準用す
 - 第六章 選舉會
 - 第五十八條 地方長官は各選舉區内に於て

- る郡市長の中に就き選舉長を定むべし但し一縣一選舉區たる場合に於ては其の地方長官を一市一選舉區たる場合に於ては其の市長を選舉長とす
- 第五十九條 選舉會は選舉長の屬する縣廳若は郡市役所又は選舉長の指定したる場所に之を開く
 - 第六十條 選舉長は豫め選舉會の場所及日時を告示すべし
 - 第六十一條 第二十四條の規定は選舉立會人に之を準用す
 - 第六十二條 選舉長は總ての開票管理者より第四十九條第三項の報告を受けたる日又は其の翌日選舉會を開き選舉立會人立會の上其の報告を調査すべし
 - 選舉の一部無効と爲り更に選舉を行ひたる場合に於て第四十九條第三項の報告を受けたるときは選舉長は前項の例に依り選舉會を開き他の部分の報告と共に更に之を調査すべし
 - 第六十三條 選舉人は其選舉會の參觀を求むることを得
 - 第六十四條 選舉長は選舉録を作り選舉會に關する顛末を記載し選舉立會人と共に署名し第四十九條第三項の報告に關する書類と併て議員の任期間之を保存すべし
 - 第六十五條 第三十七條の規定は但書を除き選舉會に之を準用す
 - 第六十六條 選舉會場の取締に付ては第四十條乃至第四十二條の規定を準用す
 - 第七章 議員候補者及當選人
 - 第六十七條 議員候補者たらむとする者は選舉の期日の公布又は告示ありたる日よ

り選舉の期日前七日迄に其の旨を選舉長に届出つへし
選舉人名簿に記載せられたる者他人を議員候補者と爲さむとするときは前項の期間内に其の推薦の届出を爲すことを得
前二項の期間内に届出ありたる議員候補者其の選舉に於ける議員の定數を超える場合に於て其の期間を経過したる後議員候補者死亡し又は議員候補者たることを辭したるときは前二項の例に依り選舉の期日の前日迄議員候補者の届出又は推薦届出をなすことを得
議員候補者は選舉長に届出をなすに非ざれば議員候補者たることを辭することを
得す
前四項の届出ありたるとき又は議員候補者の死亡したることを知りたるときは選

舉長は直に其の旨を告示すへし
第六十八條 議員候補者の届出又は推薦届出をなさむとする者は議員候補者一人に付二千圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要す
議員候補者の得票數其の選舉區内の議員の定數を以て有効投票の總數を除して得たる數の十分の一に達せざるときは前項の供託物は政府に歸屬す
議員候補者選舉の期日前十日以内に議員候補者たることを辭したるときは前項の規定を準用す但し被選舉權を有せざるに至りたる爲議員候補者たることを辭したるときはこの限に在らず
第六十九條 有効投票の最多數を得たる者を以て當選人とす但し其の選舉區内の議員の定數を以て有効投票の總數を除して

得たる數の四分の一以上の得票あることを要す
當選人を定むるに當り得票數同しきときは年齢多き者を取り年齢も亦同しきときは選舉會に於て選舉長抽籤して之を定む
第八十一條又は第八十三條の規定に依り訴訟の結果更に選舉を行ふことなくして當選人を定め得る場合に於ては選舉會を開き之を定むへし
當選人當選を辭したるとき死亡者なりとき又は第七十條の規定に依り當選を失ひたるときは直に選舉會を開き第一項但書の得票者にして當選人と爲らざりし者の中に就き當選人を定むへし
當選人第八十四條の規定に依り訴訟の結果又は第三百三十六條の規定に依り當選無効と爲りたるときは選舉會を開き其の第

七十四條の規定による當選承諾届出期限なる場合に於ては前項の例に依り其の届出期限經過後なる場合に於ては第二項の規定の適用を受けたる得票者にして當選人と爲らざりし者の中に就き當選人を定むへし
前三項の場合に於て第一項但書の得票者にして當選人と爲らざりし者選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたるときは之を當選人と定むることを得す
第七十條 當選人選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたるときは當選を失ふ
第七十一條 第六十七條第一項乃至第三項の規定に依り届出ありたる議員候補者其の選舉に於ける議員の定數を超えざるときは其の選舉區に於ては投票を行はず

前項の規定に依り投票を行ふことを要せざる時は選舉長は直に其の旨を投票管理者に通知し併せて之を告示し且地方長官に報告すへし

投票管理業者前項の通知を受けたるときは直に其の旨を告示すへし

第一項の場合に於ては選舉長は選舉の期日より五日以内に選舉會を開き議員候補者を以て當選人と定むへし

前項の場合に於て議員候補者の被選舉權の有無は立會人の意見を聽き選舉長之を決定すへし

第七十二條 當選人定りたる時は選舉長は直に當選人に當選の旨を告知し同時に當選人の氏名を告示し且當選人の氏名、得票数及其の選舉に於ける有効投票の總數其の他の選舉の顛末を地方長官に報告

すへし

當選人なきとき又は當選人其の選舉に於ける議員の定數に達せざるときは選舉長は直に其の旨を告示し且之を地方長官に報告すへし

第七十三條 當選人當選の告知を受けたるときは其の當選を承諾するや否やを選舉長に届出つへし

一人にして數選舉區の當選を承諾することを得ず

選舉長第一項の規定に依る届出を受けたるときは直に其の旨を地方長官に報告すへし

第七十四條 當選人當選の告知を受けたる日より二十日以内に當選承諾の届出を爲さざるときは其の當選を辭したるものと看做す

第七十五條 左に掲ぐる事由の一に該當する場合においては更に選舉を行ふことなくして當選人を定め得るときを除くの外

地方長官は選舉の期日を定め少くとも十四日前に之を告示し更に選舉を行はしむへし但し同一人に關し左に掲ぐる其の他の事由に依り又は第七十九條第六項の規定に依り選舉の期日を告示したるときは此の限に在らず

一 當選人なきとき又は當選人其の選舉に於ける議員の定數に達せざるとき

二 當選人當選を辭したるとき又は死亡者なるとき

三 當選人第七十條の規定に依り當選を失ひたるとき

四 第八十一條又は第八十三條の規定に依る訴訟の結果當選人なきに至り又は當

選人其の選舉に於ける議員の定數に達せざるに至りたるとき

五 當選人第八十四條の規定に依る訴訟の結果當選無効となりたるとき

六 當選人第三百三十六條の規定に依り當選無効となりたるとき第九章の規定に依る訴訟の出訴期間は前項の規定に依る選舉を行ふことを得ず其の出訴ありたる場合に於て訴訟繫屬中亦同し第一項の選舉の期日は第九章の規定に依る訴訟の出訴期間満了の日、其の出訴ありたる場合に於ては地方長官第八十六條第一項の規定に依り訴訟繫屬せざるに至りたる旨の大

審院長の通知を受けたる日又は第四百四十三條の規定に依る通知を受けたる日より二十日を超ゆることを得ず第一項各號の

一に該當する事由議員の任期の終る前六

月以内に生したるときは第一項の選舉は之を行はず

第七十六條 當選人當選を承諾したるときは地方長官は直に當選證書を付與し其の氏名を告示し且之を内務大臣に報告すへし

第七十七條 第九章の規定に依る訴訟の結果選舉若は當選無効となりたるるとき又は當選人第三百三十六條に依り當選無効となりたるときは地方長官は直に其の旨を告示すへし

第八章 議員の任期及補闕

第七十八條 議員の任期は四年とし總選舉の期日より之を起算す但し議會開會中に任期終るも閉會に至る迄在任す

第七十九條 議員に欠員を生ずるも其の欠員の數同一選舉區に於て二人に達する迄

は補缺選舉は之を行はず

議員に缺員を生したるときは内務大臣は議院法第八十四條の規定に依る衆議院議長の通牒を受けたる日より五日以内に地方長官に對し其の旨を通知すへし

地方長官は前項の規定に依る通知を受けたるときは其の缺員と爲りたる議員が第七十四條の規定に依る當選承諾届出の期限前に於て欠員と爲りたる者なる場合に於て第六十九條第一項但書の得票者にして當選人と爲らざりし者あるとき又は其の期限經過後に於て缺員と爲りたる者なる場合に於て第六十九條第二項の規定の適用を受けたる得票者にして當選人と爲らざりし者あるときは直に議員缺員と爲りたる旨を選舉長に通知すへし

選舉長は前項の規定に依る通知を受けた

る日より二十日以内に第六十九條第四項乃至第六項の規定を準用し當選人を定むへし

地方長官は第二項の規定に依る通知を受けたる場合に於て第三項の規定の適用あるとき及同一人に關し第七十五條の規定に依り選舉の期日を告示したるときを除くの外其の缺員の數同一選舉區に於て二人に選するを待ち最後の第二項の規定に依る通知を受けたる日より二十日以内に補缺選舉を行はしむへし

補缺選舉の機日は地方長官少くとも十四日前に之を告示すへし

第七十五條第二項乃至第四項の規定は補缺選舉に之を準用す

第八十條 補欠議員は其の前任者の殘任期間在任す

第九章 訴訟

第八十一條 選舉の効力に關し異議ある選舉人又は議員候補者は選舉長を被告とし選舉の日より三十日以内に大審院に告訴することを得

第八十二條 選舉の規定に違反することあるときは選舉の結果に異動を及ぼすの虞ある場合に限り裁判所は其選舉の全部又は一部の無効を判決すへし

第八十三條の規定に依る訴訟においても其の選舉前項の場合に該當するときは裁判所は其の全部又は一部の無効を判決すへし

第八十三條 當選を失ひたる者當選の効力に關し異議あるときは當選人を被告とし第七十二條第一項及第二項の告示の日より三十日以内に大審院に告訴することを

得但し第六十九條第一項但書に定めたる得票に達したるの理由、第六十九條第六項若し第七十條の規定に該當せずの理由又は第七十一條第五項の決定違法なりとの理由に因り出訴する場合においては選舉長を被告とすへし前項の規定に依る訴訟の裁判確定前當選人死亡したるときは檢事を被告とす

第八十四條 第一百條の規定に依り當選を無効なりと認むる選舉人又は議員候補者は當選人を被告とし第七十二條第一項の告示の日より三十日以内到大審院に出訴することを得
第三十六條の規定に依り選舉事務長が第一百十二條又は第一百十三條の罪を犯し刑に處せられたるに因り當選を無効なりと認むる選舉人又は議員候補者は當選人を被告とし其の裁判確定の日より三十日以内到大審院に出訴することを得

第八十五條 裁判所は本章の規定に依る訴訟を

裁判するに當り檢事をして口頭辯論に立會はしむへし

第八十六條 本章の規定に依る訴訟の提起ありたるときは大審院長は其の旨を内務大臣及關係地方長官に通知すへし訴訟の繫屬せざるに至りたるとき亦同し

本章の規定に依る訴訟に付判決ありたるときは大審院長は其の判決書の謄本を内務大臣に送付すへし帝國議會開會中なるときは併せて之を衆議院議長に送付すへし

第八十七條 本章の規定に依る訴訟を提起せむとする者は保證金として三百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを得
原告敗訴の場合に於て裁判確定の日より七日以内に裁判費用を完納せざるときは保證金を以て之に充當し仍足らざるときは之を追徴す

第十章 選舉運動

第八十八條 議員候補者は選舉事務長一人を選任すへし但し議員候補者自ら選舉事務長と爲り又は推薦届出者（推薦届出者數人あるときは其の代表者）議員候補者の承諾を得て選舉事務長を選任し若し自ら選舉事務長と爲ることを妨げず

議員候補者の承諾を得ずして其の推薦の届出を爲したる者は前項但書の承諾を得ることを要せず議員候補者は文書を以て通知することに依り選舉事務長を解任することを得
選舉事務長を選任したる推薦届出者に於て議員候補者の承諾を得たるとき亦同し
選舉事務長は文書を以て議員候補者及選任者に通知することにより解任することを得
選舉事務長の選任者（自ら選舉事務長と爲りたる者を含む以下之に同し）は直に

其の旨を選舉區内警察官署の一に届出つへし

選舉事務長に異動ありたるときは前項の規定に依り届出を爲したる者直に其の届出を爲したる警察官署に其の旨を届出つへし

第九十五條の規定に依り選舉事務長に代りて其の職務を行ふ者は前項の例に依り届出つへし其の之を罷めたるとき亦同し
第八十九條 選舉事務長に非されは選舉事務所を設置し又は選舉委員若し選舉事務員を選任することを得

選舉事務長は文書を以て通知することに依り選舉委員又は選舉事務員を解任することを得
選舉委員又は選舉事務員は文書を以て選舉事務長に通知することに依り解任する

ことを得
選舉事務長選舉事務所を設置し又は選舉委員若は選舉事務員を選任したるときは直に其の旨を前條第五項の届出ありたる警察官署に届出つへし選舉事務所又は選舉委員若は選舉事務員に異動ありたるとき亦同し

第九十條 選舉事務所は議員候補者一人に付七箇所を超ゆることを得ず

選舉の一部無効と爲り更に選舉を行ふ場合又は第三十七條の規定に依り投票を行ふ場合に於ては選舉事務所は前項に掲ぐる數を超えざる範圍内に於て地方長官(東京府に在りては警視總監)の定めたる數を超ゆることを得ず

地方長官(東京府に在りては警視總監)前項の規定に依り選舉事務所の數を定め

たる場合に於ては選舉の期日の告示ありたる後直に之を告示すへし

第九十一條 選舉事務所は選舉の當日に限り投票所を設けたる場所の人口より三町以内の區域に之を置くこと得ず

第九十二條 休憩所其他之に類似する設備は選舉運動の爲之を設くることを得ず

第九十三條 選舉委員及選舉事務員は議員候補者一人に付通して五十人を超ゆることを得ず

第九十條第二項及第三項の規定は選舉委員及選舉事務員に關し之を準用す

第九十四條 選舉事務長選舉權を有せざる者なるとき又は第九十九條第二項の規定に依り選舉運動を爲すことを得ざる者なるときは地方長官(東京府に在りては警視總監)は直に其の解任又は退任を命ず

選舉事務員は選舉運動を爲すに付報酬をへし

第八十九條第一項の規定に違反して選舉事務所の設置ありと認むるときは地方長官(東京府に在りては警視總監)は直に其の選舉事務所の閉鎖を命ずへし

第九十條第一項又は第二項の規定に依る定數を超えて選舉事務所の設置ありと認むるときは其の超過したる數の選舉事務所に付亦同し

前條の規定に依る定數を超えて選舉委員又は選舉事務員の選任ありと認むるときは地方長官(東京府に在りては警視總監)は直に其の超過したる數の選舉委員又は選舉事務員の解任を命ずへし選舉委員又は選舉事務員選舉權を有せざる者なるとき又は第九十九條第二項の規定に依り選

の選舉委員又は選舉事務員に付亦同し

第九十五條 選舉事務長故障あるときは選任者代りて其の職務を行ふ

推薦届出者たる選任者も亦故障あるときは議員候補者の承諾を得ずして其の推薦の届出を爲したる場合を除くの外議員候補者代りて其の職務を行ふ

第九十六條 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非されは選舉運動を爲すことを得ず但し演説又は推薦狀に依る選舉運動は此の限に在らず

第九十七條 選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員は選舉運動の爲に要する飲食物船車等の供給又は旅費、休泊料其他の實費の辨償を受くることを得演説又は推薦狀に依り選舉運動を爲す者其の運動を爲すに付亦同し

選舉事務員は選舉運動を爲すに付報酬を受くることを得

第九十八條 何人と雖投票を得若し得しめ又は得しめざるの目的を以て戸別訪問を爲すことを得ず

何人と雖前項の目的を以て連續して個々の選舉人に對し面接し又は電話に依り選舉運動を爲すことを得ず

第九十九條 選舉權を有せざる者は選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員と爲ることを得ず選舉事務に關係ある官吏及吏員はその關係區域内における選舉運動を爲すことを得ず

第一百條 内務大臣は選舉運動の爲頒布し又は揭示する文書圖畫に關し命令を以て制限を設くることを得

第十一章 選舉運動の費用

第一百一條 立候補準備の爲に要する費用を除くの外選舉運動の費用は選舉事務長に非されは之を支出することを得ず但し議員候補者、選舉委員又は選舉事務員は選舉事務長の文書に依る承諾を得て之を支出することを妨げず議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざる者は選舉運動の費用を支出することを得ず但し演説又は推薦狀に依る選舉運動の費用は此の限に在らず

第一百二條 選舉運動の費用は議員候補者一人に付左の各號の額を超ゆることを得ず
一 選舉區内の議員の定數を以て選舉人名簿確定の日に於て之に記載せられたる者の總數を除して得たる數を四十錢に乘して得たる額
二 選舉の一部爲効と爲り更に選舉を行

ふ場合に於ては選舉區内の議員の定數を以て選舉人名簿確定の日に於て關係區域の選舉人名簿に記載せられたる者の總數を除して得たる數を四十錢に乘して得たる額

三 第三十七條の規定に依り選舉を行ふ場合に於ては前號の規定に準して算出する額但し地方長官（東京府に在りては警視總監）必要ありと認むるときは之を減額することを得

地方長官（東京府に在りては警視總監）は選舉の期日の公布又は告示ありたる後直に前項の規定に依る額を告示すへし

第一百三條 選舉運動の爲財産上の義務を負擔し又は建物、船車馬印刷物、飲食物其の他の金錢以外の財産上の利益を使用し若し費用したる場合に於ては其の義務又

は利益を時價に見積りたる金額を以て選舉運動の費用と看做す

第一百四條 左の各條に掲ぐる費用は之を選舉運動の費用に非ざるものと看做す

一 議員候補者が乗用する船車馬等の爲に要したる費用

二 選舉の期日後に於て選舉運動の殘務整理の爲に要したる費用

三 選舉委員又は選舉事務員の出したる費用にして議員候補者又は選舉事務長と意思を通して支出したる費用以外のもの但し第一條第一項の規定の適用に付ては此の限に存らず

四 第六十七條第一項乃至第三項の届出ありたる後議員候補者選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざる者の支出したる費用にして議員候補者又は選舉事務

長と意思を通して支出したる費用以外のもの但し第一百一條第二項の規定の適用に付ては此の限に在らず

五 立候補準備の爲に要したる費用にして議員候補者若は選舉事務長と爲りたる者の支出したる費用又はその者と意思を通して支出したる費用以外のもの

第二百五條 選舉事務長は勅令の定むる所に依り帳簿を備へ之に選舉運動の費用を記載すへし

第二百六條 選舉事務長は勅令の定むる所に依り選舉運動の費用を精算し選舉の期日より十四日以内に第八十八條第五項の届出ありたる警察官署を経て之を地方長官(東京府に在りては警視總監)に届出つへし

地方長官(東京府に在りては警視總監)は

前項の規定に依り届出ありたる選舉運動の費用を告示すへし

第二百七條 選舉事務長は前項第一項の届出を爲したる日より一年間選舉運動の費用に關する帳簿及書類を保存すへし
前項の帳簿及書類の種類は勅令を以て之を定む

第二百八條 警察官吏は選舉の期日後何時にても選舉事務長に對し選舉運動の費用に關する帳簿又は書類の提出を命し之を検査し又は之に關する説明を求むることを得

第二百九條 選舉事務長辭任し又解任せられたる場合に於ては遲滞なく選舉運動の費用の計算を爲し新に選舉事務長と爲りたる者に對し新に選舉事務長と爲りたる者なきときは第九十五條の規定に依り選舉

事務長の職務を行ふ者に對し選舉事務所、選舉委員、選舉事務員其の他に關する事務と共に其の引繼を爲すへし第九十五條の規定に依り選舉事務長の職務を行ふ者事務の引繼を受けたる後新に選舉事務長定りたる時亦同し

第一百十條 議員候補者の爲支出せられたる選舉運動の費用が第二百二條第二項の規定に依り告示せられたる額を超えたる時は其の議員候補者の當選を無効とす但し議員候補者及推薦届出者か選舉事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者の選任及監督に付相當の注意を爲し且選舉事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者に於て選舉運動の費用の支出に付過失なかりしときは此の限に在らず

第十二章 罰則

第一百十一條 詐欺の方法を以て選舉人名簿に登録せられたる者又は第二十五條第二項の場合に於て虚偽の宣言を爲したる者は百圓以下の罰金に處す

第一百十二條 左の各號に掲ぐる行爲を爲したる者は二年以下の懲役若は禁錮又は千圓以下の罰金に處す

一 當選を得若は得しめ又は得しめざる目的を以て選舉人又は選舉運動者に對し金錢、物品其の他の財産上の利益若は公私の職務の供與其の供與の申込若は約束を爲し又は饗應接待其の申込若は約束を爲したるとき

二 當選を得若は得しめ又は得しめざる目的を以て選舉人又は選舉運動者に對し其の者又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小

作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用して誘導を爲したるとき
三 選舉を爲し若は爲さざること、選舉運動を爲し若は止めたること又は其の周旋勧誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て選舉人又は選舉運動者に對し第一號に掲ぐる行爲を爲したるとき
四 第一號若は前號の供與、饗應接待を受け若は要求し第一號若は前號の申込を承諾し又は第二號の誘導に應し若は之を促したるとき
五、前各號に掲ぐる行爲に關し周旋又は勧誘を爲したるとき
第百十三條 左の各號に掲ぐる行爲を爲したる者は三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
一 議員候補者たること若は議員候補者

たらむとすることを止めしむる目的を以て議員候補者若は議員候補者たらんとする者に對し又は當選を辭せしむる目的を以て當選人に對し前條第一號又は第二號に掲ぐる行爲を爲したるとき
二 議員候補者たること若は議員候補者たらんとすることを止めたること、當選を辭したること又は其の周旋勧誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て議員候補者たりし者、議員候補者たらんとしたる者又は當選人たりし者に對し前條第一號に掲ぐる行爲を爲したるとき
三 前二號の供與、饗應、接待を受け若は要求し、前二號の申込を承諾し又は第一號の誘導に應し若は之を促したるとき
四 前各號に掲ぐる行爲に關し周旋又は勧誘を爲したるとき

第百十四條 前二條の場合において收受したる利益は之を沒收す其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す
第百十五條 選舉に關し左の各號に掲ぐる行爲を爲したる者は三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
一 選舉人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選舉運動者又は當選人に對し暴行若は威力を加へ又は之を拐引したるとき
二 交通若は集會の便を妨げ又は演説を妨害し其の他偽計詐術等不正の方法を以て選舉の自由を妨害したるとき
三 選舉人、議員候補者、議員候補たらむとする者、選舉運動者若は當選人又は其の關係ある社寺、學校、會社、組合、

市町村等に對する用水、小作、債權寄附其の他特殊の利害關係を利用して選舉人議員候補者、議員候補者たらむとする者選舉運動者又は當選人を威逼したるとき
第百十六條 選舉に關し官吏又は吏員故意に其の職務の執行を怠り又は職權を濫用して選舉の自由を妨害したるときは三年以下の禁錮に處す
官吏又は吏員選舉人に對し其の投票せむとし又は投票したる被選舉人の氏名の表示を求めたるときは三月以下の禁錮又は百圓以下の罰金に處す
第百十七條 選舉事務に關係ある官吏、吏員、立會人又は監視者選舉人の投票したる被選舉人の氏名を表示したるときは二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す其の表示したる事實虛偽なるとき亦同し

第一百十八條 投票所又は開票所に於て正當の事由なくして選舉人の投票に關涉し又は被選舉人の氏名を認知する方法を行ひたる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

法令の規定に依らずして選舉函を開き又は選舉函中の選舉を取出したる者は三年以下の懲役若し禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

第一百十九條 選舉管理者、開票管理者、選舉長、立會人若し選舉監視者に暴行若し脅迫を加へ、選舉會場、開票所有若し投票所を騷擾し又は投票、投票函その他關係書類を抑留、毀壞若し奪取したる者は四年以下の懲役又は禁錮に處す

第一百二十條 多衆聚合して第一百十五條第一號又は前條の罪を犯したる者は左の區別

に從て處斷す

- 一 首魁は一年以上七年以下の懲役又は禁錮に處す
- 二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けたる者は六月以上五年以下の懲役又は禁錮に處す
- 三 附和隨行したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第一百十五條第一號又は前條の罪を犯す爲多衆聚合し當該公務員より解散の命を受くること三回以上に及ぶも仍解散せざる時は首魁は二年以下、禁錮に處し其の他の者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第一百二十一條 選舉に關し銃砲、刀劍、棍棒其の他人を殺傷するに足るべき物件を携帯したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

警察官吏又は憲兵は必要と認むる場合に於て前項の物件を領置することを得

第一百二十二條 前條の物件を携帯して選舉會場、開票所又は投票所に入りたる者は三年以下の禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

第一百二十三條 前二條の罪を犯したる場合に於ては其の携帯したる物件を沒收す

第一百二十四條 選舉に關し多衆集合し若し隊伍を組み、往來し又は煙火、松明の類を用ひ若し鐘鼓、喇叭の類を鳴らし旗幟其の他の標章を用ふる等氣勢を張るの行爲を爲し警察官吏の制止を受くるも仍其命に從はざる者は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す

第一百二十五條 演說又は新聞紙、雜誌、引札、張札其の他何等の方法を以てするに

拘らす第一百十二條第一百十三條、第一百十五條、第一百十八條乃至第一百二十二條及前條の罪を犯さしむる目的を以て人を煽動したる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す但し新聞紙及雜誌に在りては仍其編輯人及實際編輯を擔當したる者を罰す

第一百二十六條 演說又は新聞紙、雜誌、引札、張札其の他何等の方法を以てするに拘らす左の各號に掲ぐる行爲を爲したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す新聞紙及雜誌に在りては前條但書の例に依る

- 一 當選を得又は得しむる目的を以て議員候補者の身分、職業又は經歷に關し虛偽の事項を公にしたるとき
- 二 當選を得しめざる目的を以て議員候

補者に關し虚偽の事項を公にしたるとき
第二百二十七條 選舉人に非ざる者投票を爲したるときは一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す
氏名を詐稱し其の他詐欺の方法を以て投票を爲したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す
投票を偽造し又は其の數を増減したる者は三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
選舉事務に關係ある官吏、吏員立會人又は監視者前項の罪を犯したるときは五年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
第二百二十八條 立會人正當の事故なくして本法に定めたる義務を缺くときは百圓以下の罰金に處す

第二百二十九條 第九十六條若は第九十八條の規定に違反したる者又は第九十四條の規定に依る命令に従はざる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す
第二百三十條 第九十條第一項第二項の規定に依る定數を超え若は第九十一條の規定に違反して選舉事務所を設置したる者又は第九十二條の規定に違反して休憩所其他之に類似する設備を設けたる者は三百圓以下の罰金に處す
第九十三條の規定に依る定數を超えて選舉委員又は選舉事務所の選任を爲したる者亦前項に同じ
第二百三十一條 第八十九條第一項第九十九條又は第九十條の規定に違反したる者は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す

第二百三十二條 第八十八條第五項乃至第七項又は第八十九條第四項の届出を怠りたる者は百圓以下の罰金に處す
第二百三十三條 選舉事務長又は選舉事務長に代り其の職務を行ふ者第二百二條第二項の規定に依り告示せられたる額を超え選舉運動の費用を支出し又は第二百一條第一項但書の規定に依る承諾を與へて支出せしめたるときは一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す
第二百三十四條 第二百一條の規定に違反して選舉運動の費用を支出したる者は一年以下の禁錮に處す
第二百三十五條 左の各號に掲ぐる行爲を爲したる者は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す

一 第二百五條の規定に違反して帳簿を備へず又は帳簿に記載を爲さず若は之に虚偽の記入を爲したるとき
二 第二百六條第一項の届出を怠り又は虚偽の届出を爲したるとき
三 第二百七條第一項の規定に違反して帳簿又は書類を保存せざるべき
四 第二百七條第一項の規定に依り保存すべき帳簿又は書類に虚偽の記入したるとき
五 第二百八條の規定に依る帳簿若は書類の提出若は検査を拒み若は之を妨げ又は説明の求に應ぜざるべき
第二百三十六條 當選人其の選舉に關し本章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるときは其の當選を無効とす選舉事務長第二百二條又は第二百三條の罪を犯し刑に處せられたるとき亦同じ但し選舉事務長の選任及監督に付相當の注意を爲したるときは此の限に在らず

第三百三十七條 本章に掲ぐる罪を犯したる者にして罰金の刑に處せられたる者に在りては其の裁判確定の後五年間、禁錮以上の刑に處せられたる者に在りては其の裁判確定の後刑の執行を終る迄又は刑の時効に因る場合を除くの外刑の執行の免除を受くる迄の間及其の後五年間衆議院議員及選舉に付本章の規定を準用する議會の議員の選舉權及被選舉權を有せず禁錮以上の刑に處せられたる者に付其の裁判認定の後刑の執行を受くることなきに至る迄の間亦同し

前項に規定する者と雖情狀に因り裁判所は刑の言渡と同時に前項の規定を適用せず又は其の期間を短縮する旨の宣告を爲すことを得

前二項の規定は第六條第五號の規定に該

當する者には之を適用せず

第三百三十八條 第二百二十七條第三項及第四項の罪の時効は一年を経過するに因りて完成す

前項に掲ぐる罪以外の本章の罪の時効は六月を経過するに因りて完成す但し犯人逃亡したるときは其の期間は一年とす

第十三章 補 則

第三百三十九條 選舉に關する費用に付ては勅令を以て之を定む

第四百十條 議員候補者又は推薦届出者は勅令の定むる所に依り其の選舉區内に在る選舉人に對し選舉運動の爲にする通常郵便物を選舉人一人に付一通を限り無料を以て差出すことを得

公立學校其他勅令を以て定むる營造物の設備は勅令の定むる所に依り演說に依

る選舉運動の爲其の使用を許可すへし

第四百十一條 選舉に關する訴訟に付ては本法に規定したるものを除くの外民事訴訟の例に依る選舉に關する訴訟に付ては裁判所は他の訴訟の順序に拘らず速に其の裁判を爲すへし

第四百十二條 第十二章に掲ぐる罪に關する刑事訴訟に付ては上告裁判所は刑事訴訟法第四百二十二條第一項の期間に依らざることを得

第四百十三條 當選人其の選舉に關し第十二章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるとき又は選舉事務長第四百十二條若は第十三條の罪を犯し刑に處せられたるときは裁判所の長は其の旨を内務大臣及關係地方長官に通知すへし

第四百十四條 町村組合にして町村の事務

の全部又は役場事務を共同處理するものは本法の適用に付ては之を一町村、其の組合管理者は之を町村長、其の組合役場は之を町村役場と看做す

第四百十五條 郡長を置かざる地に於ては本法中郡に關する規定は島司又は北海道廳支廳長の管轄區域に、郡長に關する規定は島司又は北海道支廳長に、郡役所に關する規定は島廳又は北海道廳支廳に之を適用す

市制第六條の市に於ては本法中市に關する規定は區に、市長に關する規定は區長に、市役所に關する規定は區役所に之を適用す

町村制を施行せざる地に於ては本法中町村に關する規定は町村に準すへきものに、町村長に關する規定は町村長に準すへき

者に町村役場に關する規定は町村役場に準ずべきものに之を適用す

第四百四十六條 交通至難の島嶼其の他の地に於て本法の規定を適用し難き事項に付ては勅令を以て特別の規定を設くることを得

第四百四十七條 第三十三條の規定に依る投票に付ては其投票を管理すべき者は之を投票管理者、其の投票を記載すべき場所は之を投票所其の投票に立會ふべき者は之を投票立會人と看做し第十二章の規定を適用す

第四百四十八條 本法の適用に付ては明治十三年第卅六號布告刑法の重罪の刑に處せられたる者は之を六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、同法の禁錮の刑に處せられたる者は之を六年未滿の懲

役又は禁錮の刑に處せられたる者と看做す

第四百四十九條 明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節の規定は衆議院議員の選舉に關しては之を適用せず

第五百十條 本法は東京府小笠原島並北海道廳根室支廳管内占守郡新知郡、得撫郡及色丹郡には當分の内之を施行せず

附 則

本法は次の總選舉より之を施行す
本法に依り初て議員を選舉する場合に於て第十八條の規定に依り難きときは勅令を以て別に總選舉の期日を定むることを得

前項の規定に依る總選舉に必要な選舉人名簿に關し第十二條第十三條、第十五條又は第十七條に規定する期日又は期間

に依り難きときは勅令を以て別に其の期日又は期間を定む但し其の選舉人名簿は次の選舉人名簿確定迄其の効力を有す

別 表

選舉區と議員數

東京府

第一區(五人) 麴町區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區

第二區(五人) 神田區、小石川區、本郷區、下谷區

第三區(四人) 日本橋區、京橋區、淺草區

第四區(四人) 本所區、深川區

第五區(五人) 荏原郡、豊多摩郡、大島島廳管内、八丈島島廳管内

第六區(五人) 北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡

第七區(三人) 八王子市、西多摩郡、南多

摩都、北多摩郡

京都府

第一區(五人) 上京區、下京區

第二區(三人) 愛宕郡、葛野郡、乙訓郡、紀伊郡、宇治郡、久世郡、綴喜郡、相樂郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡

第三區(三人) 天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡

大阪府

第一區(三人) 西區

第二區(三人) 南區

第三區(四人) 東區、北區

第四區(四人) 西成郡、東成郡

第五區(四人) 三島郡、豊能郡、南河内郡、中河内郡、北河内郡

第六區(三人) 堺市、岸和田市、泉北郡、泉南郡

神奈川縣

- 第一區(三人) 横濱市
- 第二區(四人) 横須賀市、川崎市、久良岐郡、橋樹郡、都筑郡、三浦郡、鎌倉郡
- 第三區(四人) 高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、津久井郡
- 兵庫縣
- 第一區(五人) 神戸市
- 第二區(四人) 尼崎市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡
- 第三區(三人) 明石市、明石郡、美彌郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡
- 第四區(四人) 姫路市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐川郡、宍粟郡
- 第五區(三人) 城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、氷上郡、多紀郡

長崎縣

- 第一區(五人) 長崎市、西彼杵郡、北高來郡、南高來郡、對馬島廳管内
- 第二區(四人) 佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡、壹岐郡
- 新潟縣
- 第一區(三人) 新潟市、西蒲原郡、佐渡郡
- 第二區(四人) 北蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡
- 第三區(五人) 長岡市、南蒲原郡、三島郡、古志郡、北魚沼郡、南魚沼郡、刈羽郡
- 第四區(三人) 高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡
- 埼玉縣
- 第一區(四人) 川越市、北足立郡、入間郡
- 第二區(四人) 比企郡、秩父郡、兒玉郡、大里郡

第三區(三人) 北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡

- 群馬縣
- 第一區(五人) 前橋市、桐生市、勢多郡、利根郡、佐波郡、新出郡、山田郡、邑樂郡
- 第二區(四人) 高崎市、群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡
- 千葉縣
- 第一區(四人) 千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡
- 第二區(三人) 印旛郡、海上郡、匝瑳郡、香取郡
- 第三區(四人) 長生郡、山武郡、夷隅郡、安房郡
- 茨城縣
- 第一區(四人) 水戸市、東茨城郡、西茨城

第一區(五人) 宇都宮市、河内郡、上野賀郡、鹽谷郡、那須郡

- 鹿島郡、行方郡、稻敷郡、北相模郡
- 第二區(三人) 那珂郡、久慈郡、多賀郡
- 第三區(四人) 新治郡、筑波郡、眞壁郡、猿島郡、結城郡
- 栃木縣
- 第一區(五人) 宇都宮市、河内郡、上野賀郡、鹽谷郡、那須郡
- 第二區(四人) 足利市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡
- 奈良縣
- 一縣一選舉區(五人)
- 三重縣
- 第一區(五人) 津市、四日市市、桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河藝郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡
- 第二區(四人) 宇治山田市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁

郡

愛知縣

- 第一區(五人) 名古屋市
 - 第二區(三人) 愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、知多郡
 - 第三區(三人) 一宮市、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡
 - 第四區(三人) 岡崎市、碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡
 - 第五區(三人) 豊橋市、北設樂郡、南設樂郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡
- 静岡縣
- 第一區(五人) 静岡市、清水市、庵原郡、安倍郡、志太郡、榛原郡、小笠郡
 - 第二區(四人) 沼津市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡
 - 第三區(四人) 濱松市、磐田郡、周智郡、

濱名郡、引佐郡

山梨縣

- 一縣一選舉區 (五人)
- 滋賀縣
- 一縣一選舉區 (五人)
- 岐阜縣
- 第一區(三人) 岐阜市、稻葉郡、山縣郡、武儀郡、郡上郡
- 第二區(三人) 大垣市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巢郡
- 第三區(三人) 加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡、益田郡、大野郡、吉城郡
- 長野縣
- 第一區(三人) 長野市、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
- 第二區(三人) 上田市、南佐久郡、北佐久

郡、小縣郡、埴科郡

- 第三區(四人) 諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡
- 第四區(三人) 松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡
- 宮城縣
- 第一區(五人) 仙臺市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亙理郡、名取郡、宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、遠田郡
- 第二區(三人) 玉造郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡
- 福島縣
- 第一區(三人) 福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡
- 第二區(五人) 若松市、岩瀬郡、南會津郡、北會津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東白河郡、西白河郡、石川郡、田村郡

第三區(三人) 石城郡、双葉郡、相馬郡

巖手縣

- 第一區(三人) 盛岡市、巖手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
- 第二區(四人) 稗貫郡、和賀郡、膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡、上閉伊郡
- 青森縣
- 第一區(三人) 青森市、東津輕郡、上北郡、下北郡、三戸郡
- 第二區(三人) 弘前市、西津輕郡、中津輕郡、南津輕郡、北津輕郡
- 山形縣
- 第一區(四人) 山形市、米澤市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、南置賜郡、東置賜郡、西置賜郡
- 第二區(四人) 鶴岡市、北村山郡、最上郡

東田川郡、西田川郡、飽海郡

秋田縣

第一區(四人) 秋田市、鹿角郡、北秋田郡

山本郡、南秋田郡、河邊郡

第二區(三人) 由利郡、仙北郡、平鹿郡、

雄勝郡

福井縣

一縣一選舉區 (五人)

石川縣

第一區(三人) 金澤市、江沼郡、能美郡、

石川郡

第二區(三人) 河北郡、羽咋郡、鹿島郡、

鳳至郡、珠洲郡

富山縣

第一區(三人) 富山市、上新川郡、中新川

郡、下新川郡、婦負郡

第二區(三人) 高岡市、射水郡、氷見郡、

東礪波郡、西礪波郡

鳥取縣

一縣一選舉區 (四人)

島根縣

第一區(三人) 松江市、八束郡、能義郡、

仁多郡、大原郡、簸川郡、隱岐島廳管内

第二區(三人) 飯石郡、安濃郡、邇摩郡、

邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡

岡山縣

第一區(五人) 岡山市、御津郡、赤磐郡、

和氣郡、邑久郡、上道郡、真庭郡、苫田

郡、勝田郡、英田郡、久米郡

第二區(五人) 兒島郡、都窪郡、淺口郡、

小田郡、後月郡、吉備郡、上房郡、川上

郡、阿哲郡

廣島縣

第一區(四人) 廣島市、佐伯郡、安佐郡、

山縣郡、高田郡

第二區(四人) 吳市、安藝郡、賀茂郡、豊

田郡

第三區(五人) 尾道市、福山市、御調郡、

世羅郡、沼隈郡、深安郡、蘆品郡、神石

郡、甲奴郡、雙三郡、比婆郡

山口縣

第一區(四人) 下關市、宇部市、厚狹郡、

豊浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡

第二區(五人) 大島郡、玖珂郡、熊毛郡、

都濃郡、佐波郡、吉敷郡

和歌山縣

第一區(三人) 和歌山市、海草郡、那賀郡

伊都郡

第二區(三人) 有田郡、日高郡、西牟婁郡

東牟婁郡

德島縣

第一區(三人) 德島市、名東郡、勝浦郡、

那賀郡、海部郡、名西郡

第二區(三人) 板野郡、阿波郡、麻植郡、

美馬郡、三好郡

香川縣

第一區(三人) 高松市、大川郡、本田郡、

小豆郡、香川郡

第二區(三人) 丸龜市、綾歌郡、仲多度郡

三豐郡

愛媛縣

第一區(三人) 松山市、温泉郡、伊豫郡、

上浮穴郡、喜多郡

第二區(三人) 今治市、越智郡、周桑郡、

新居郡、宇摩郡

第三區(三人) 宇和島市、西宇和郡、東宇

和郡、北宇和郡、南宇和郡

高知縣

- 第一區(三人) 高知市、安藝郡、香美郡、長岡郡、土佐郡
- 第二區(三人) 吾川郡、高岡郡、幡多郡
福岡縣
- 第一區(四人) 福岡市、糟屋郡、宗像郡、朝倉郡、筑紫郡、早良郡、糸島郡
- 第二區(五人) 若松市、八幡市、戸畑市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡
- 第三區(五人) 久留米市、大牟田市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡、三池郡
- 第四區(四人) 小倉市、門司市、企救郡、田川郡、京郡、筑上郡
- 大分縣
- 第一區(四人) 大分市、大分郡、北海部郡、南海部郡、大野郡、直入郡、玖珠郡、日田郡
- 第二區(三人) 別府市、西國東郡、東國東郡、速見郡、下毛郡、宇佐郡
佐賀縣
- 第一區(三人) 佐賀市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、小城市
- 第二區(三人) 東松浦郡、西松浦郡、杵島郡、藤津郡
熊本縣
- 第一區(五人) 熊本市、飽託郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡
- 第二區(五人) 宇土郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡
宮崎縣
- 一縣一選舉區 (五人)
鹿兒島縣
- 第一區(五人) 鹿兒島市、鹿兒島郡、揖宿郡、川邊郡、熊毛郡、日置郡

- 第二區(四人) 薩摩郡、出水郡、伊佐郡、始良郡、嘸咲郡
- 第三區(三人) 肝屬郡、大島島廳管内
沖繩縣
- 一縣一選舉區 (五人)
北海道
- 第一區(四人) 札幌市、小樽市、石狩支廳管内、後志支廳管内
- 第二區(四人) 旭川市、上川支廳管内、宗谷支廳管内、留萌支廳管内
- 第三區(三人) 函館市、檜山支廳管内、渡

【九】陪 審 法

陪審法

第一章 總 則

第一條 裁判所は本法の定むる所に依り刑

- 島支廳管内
 - 第四區(五人) 室蘭市、空知支廳管内、釧路支廳管内、浦河支廳管内
 - 第五區(四人) 釧路市、河西支廳管内、釧路支廳管内、根室支廳管内、網走支廳管内
- 本表は十年間は之を更正せず

(大正十二年四月十七日公布)

事々に付陪審の評議に付して事實の判斷を爲すことを得

第二條 死刑又は無期の懲役若は禁錮に該

る事件は之を陪審の評議に付す

第三條 長期三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に該る事件にして地方裁判所の管轄に屬するものに付被告人の請求ありたるときは之を陪審の評議に付す

第四條 左に掲ぐる罪に該る事件は前二條の規定に拘らず之を陪審の評議に付せず

一 大審院の特別権限に屬する罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章の罪

三 軍機保護法、陸軍刑法又は海軍刑法の罪其の他軍機に關し犯したる罪

四 法令に依りて行ふ公選に關し犯したる罪

第五條 第三條の請求は第一回公判期日前に之を爲すへし但し其の期日前と雖最初に定めたる公判期日の召喚を受けたる日

より十日を經過したるときは之を爲すことを得ず

第六條 被告人は檢事の被告事件陳述前は何時にても事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下くことを得前項の場合に於ては事件を陪審の評議に付することを得ず

第七條 被告人公判又は公判準備に於ける取調に於て公訴事實を認めたるときは事件を陪審の評議に付することを得ず但し共同被告人中公訴事實を認めざる者あるときは此の限に在らず

第八條 地方の情況に由り陪審の評議公平を失するの虞あるときは檢事は直近上級裁判所に管轄移轉の請求を爲すことを得公判に繫屬する事件に付前項の請求ありたるときは訴訟手續を停止すへし

第九條 前條第一項の請求を爲すには理由を附したる請求書を管轄裁判所に差出すへし

前項の請求書を差出すには管轄裁判所の檢事を経由すへし

公判に繫屬する事件に付管轄移轉の請求を爲したるときは速に其の旨を裁判所に通知し且請求書の謄本を被告人に交付すへし

被告人は謄本の交付を受けたる日より三日内に意見書を差出すことを得

管轄裁判所は檢事の意見を聽き決定を爲すへし

第十條 管轄移轉の請求ありたるときは被告人は檢事の被告事件陳述後と雖其の決定ある迄事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下くことを得

被告人事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下けたるに因り事件陪審の評議に付すへからざるに至りたるときは檢事の管轄移轉の請求は之を取下けたるものと看做す共同被告人中事件を陪審の評議に付することを辭し又は請求を取下けたる者あるときは其の被告人に關する管轄移轉の請求に付亦前項に同じ

第十一條 上訴裁判所に於ては事件を陪審の評議に付することを得ず

第二章 陪審員及陪審の構成

第十二條 陪審員は左の各號に該當する者たることを要す

一 帝國臣民たる男子にして三十歳以上たること

二 引續き二年以上同一市町村内に住居すること

- 三 引續き二年以上直接國稅三圓以上を納むること
- 四 讀み書きを爲し得ること
- 前項第二號及第三號の要件は其の年九月一日の現在に依る
- 第十三條 左に掲ぐる者は陪審員たることを得ず
 - 一 禁治産者、準禁治産者
 - 二 破産者にして復権を得ざるもの
 - 三 聾者、啞者、盲者
 - 四 懲役、六年以上の禁錮、舊刑法の重罪の刑又は重禁錮に處せられたる者
- 第十四條 左に掲ぐる者は陪審員の職務に就かしむることを得ず
 - 一 國務大臣
 - 二 在職の判事、検事、陸軍法務官、海軍法務官

- 三 在職の行政裁判所長官、行政裁判所評定官
- 四 在職の官内官吏
- 五 現役の陸軍々人、海軍々人
- 六 在職の廳府縣長官、郡長、島司、廳支廳長
- 七 在職の警察官吏
- 八 在職の監獄官吏
- 九 在職の裁判所書記長、裁判所書記
- 十 在職の收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏
- 十一 郵便電信電話鐵道及軌道の現業に従事する者並船員
- 十二 市町村長
- 十三 辯護士、辨理士
- 十四 公證人、執達吏、代書人
- 十五 在職の小學校教員

- 十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師
- 十七 醫師、齒科醫師、藥劑師
- 十八 學生、生徒
- 第十五條 陪審員は左の場合に於て職務の執行より除斥せらるへし
 - 一 陪審員被告者なるとき
 - 二 陪審員私訴當事者なるとき
 - 三 陪審員被告者、被告者若は私訴當事者の親族なるとき又は親族たりしとき
 - 四 陪審員被告者、被告者又は私訴當事者の屬する家の戸主又は家族なるとき
 - 五 陪審員被告者、被告者又は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるとき
 - 六 陪審員被告者、被害者又は私訴當事

- 七 者の同居人又は雇人なるとき
- 八 陪審員事件に付告發を爲したるとき
- 九 陪審員事件に付證人又は鑑定人と爲りたるとき
- 十 陪審員事件に付被告人の代理人、辯護人、輔佐人又は私訴當事者の代理人と爲りたるとき
- 十一 陪審員事件に付判事、検事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたるとき
- 第十六條 左に掲ぐる者は陪審員の職務を辭することを得
 - 一 六十歳以上の者
 - 二 在職の官吏、公吏、教員
 - 三 貴族院議員、衆議院議員及法令を以て組織したる議會の議員但し會期中に限る

第十七條 市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し九月一日現在に依り其の市町村内に於て資格を有する者を之に登載すへし

陪審員資格者名簿には資格者の氏名、身分、職業、住居地生年月日及納税額を記載すへし

市町村長は陪審員資格者名簿の副本を調製し之を管轄區裁判所判事に送付すへし

第十八條 市町村長は十月一日より七日間其の廳に於て陪審員資格者名簿を縦覽すへし

第十九條 法律に違反して陪審員資格者名簿に登載せられたる者は縦覽期間内及其の後七日内に市町村長に異議の申立を爲すことを得
法律に違反して陪審員資格者名簿に登載

せられざる者は前項の規定に依り異議の申立を爲すことを得
異議の申立は書面を以てし其の理由を説明すへし

第二十條 市町村長異議の申立を正當とするときは遅滞なく陪審員資格者名簿を修正し其の旨を管轄區裁判所判事及異議申立人に通知すへし

市町村長異議の申立を不當とするときは遅滞なく意見を附し申立書を管轄區裁判所判事に送付すへし

第二十一條 前條第二項の場合に於て區裁判所判事異議の申立を理由なしとするときは其の旨を市町村長及異議申立人に通知すへし異議の申立を理由ありとするときは陪審員資格者名簿を修正すへきことを命し其の旨を異議申立人に通知すへし

前項の通知は異議申立書の送付を受けたる日より二十日内に之を爲すへし

第二十二條 地方裁判所長は毎年九月一日迄に翌年所要の陪審員の員数を定め管轄区域内の市町村に割當て之を市町村長に通知すへし

第二十三條 市町村長前條の通知を受けたるときは第二十條及第二十一條の規定に依り整理したる陪審員資格者名簿に基き抽籤を以て前條の規定に依り割當てられたる員数の陪審員候補者を選定し陪審員候補者名簿を調製すへし
前項の抽籤は資格者三人以上の立會を以て之を爲すへし

第十七號第二項及第三項の規定は陪審員候補者名簿に之を準用す

第二十四條 區裁判所判事は陪審員候補者の選定に關する事務に付市町村長を監督す

區裁判所判事は前項の事務に付市町村長に必要な指示を爲すことを得

第二十五條 市町村長は十一月三十日迄に陪審員候補者名簿を管轄地方裁判所長に送付すへし

市町村長は陪審員候補者名簿に登載せられたる者に其の旨を通知し且其の氏名を告知すへし

第二十六條 市町村長前條の規定に依り陪審員候補者名簿を送付したる後其の候補者中死亡し若は國籍を喪失したる者あるとき又は第十三條若は第十四條の各號の一に該當するに至りたる者あるときは市町村長は遅滞なく之を管轄地方裁判所長

に通知すへし

第二十七條 陪審の評議に付すべき事件に付公判期日定めたる市町村の順序に依り各陪審員候補者名簿より一人又は數人の陪審員を抽籤し陪審員三十六人を選定すへし前項の抽籤は裁判所書記の立會を以て之を爲すへし

第二十八條 陪審員として呼出に應じたる者は其の市町村に於ける陪審員候補者名簿に登載せられたる者四分の三呼出に應じたる後に非されは其の年内再び陪審員に選定せらるゝことなし

第二十九條 陪審員は十二人の陪審員を以て之を構成す

第三十條 陪審は檢事被告事件を陳述するるときより裁判所書記陪審の答申を朗讀す

る迄同一の陪審員を以て之を構成することとを要す

第三十一條 裁判長は事件二日以上引續き開廷を要すと思料したるときは十二人の陪審員の外一人又は數人の補充陪審員を公判に立會はしむることを得

補充陪審員は陪審を構成すへき陪審員疾病其の他の事由に因り職務を行ふこと能はざる場合に於て之に代るものとす補充陪審員數人ある場合に於て前項の職務を行ふは第六十五條の規定に依り爲したる抽籤の順序に依る

第三十二條 同日に數箇の事件の公判を開く場合に於ては數箇の事件に付同一の陪審員を以て陪審を構成することを得此の場合に於ては最初の事件の取調前其の手續を爲すへし

第三十三條 檢事及被告人異議なきときは

一の事件の爲構成せられたる陪審をして同日に審理すへき他の事件の爲其の職務を行はしむることを得

第三十四條 陪審員には勅令の定むる所に依り旅費、日當及止宿料を給與す

第三章 陪審手續

第一節 公判準備

第三十五條 陪審の評議に付すべき事件に付ては裁判長は公判準備期日を定むへし

第三十六條 被告人公判準備期日前辯護人を選任せざるときは裁判長は其の裁判所所在地の辯護士中より之を選任すへし被告人の利害相反せるときは同一の辯護人をして數人の辯護を爲さしむることを得

第三十七條 公判準備期日には被告人及辯

護人を召喚すへし

公判準備期日は之を檢事に通知すへし
第三十八條 召喚狀の送達の日と公判準備期日との間には少くとも五日の猶豫期間を存すへし

第三十九條 公判期日を定めたる後被告人の請求に因り事件を陪審の評議に付すべきものとしたるときは其の公判期日を公判準備期日とす

第四十條 公判準備期日に於ける取調は定數の判事、檢事及裁判所書記列席して之を爲す

公判準備期日に於ては辯護人出頭するに非されは取調を爲すことを得ず辯護人數人あるときは其の一人の出頭を以て足る公判準備期日に於ける取調は之を公行せず

第四十一條 第二條の規定に依り事件を陪審の評議に付するときは裁判長は被告人に對し事件を陪審の評議に付することを辭し得べき旨を告知すへし

第四十二條 公判準備期日に於ては裁判長は公訴事實に付出席したる被告人を訊問すへし

陪席判事は裁判長に告げ被告人を訊問することを得

検事及辯護人は裁判長の許可を受け被告人を訊問することを得

第四十三條 公判準備期日に於ては裁判所は必要なる證據調の決定を爲すへし

検事、被告人及辯護人は證人訊問、鑑定、檢證又は證據物若は證據書類の集取を請求することを得

前項の請求を却下するときは裁判所は決

定を爲すへし

第四十四條 裁判所書記は公判準備調書を作り公判準備期日に於ける被告人に對する訊問及其の供述、檢事被告人辯護人の申立、裁判所の裁判其の他一切の訴訟手續を記載すへし

第四十五條 公判準備調書には前條に規定する事項の外被告事件、被告人及出席したる辯護人の氏名並手續を爲したる裁判所年月日及裁判長陪席判事檢事裁判所書記の官氏名を記載し被告人出席せざるときは其の旨を記載すへし

第四十六條 公判準備調書は三日内に之を整理し裁判長及裁判所書記署名捺印すへし

裁判長は署名捺印前に公判準備調書を檢閲し意見あるときは其の旨を記載すへし

第四十七條 檢事、被告人及辯護人は公判準備期日前第四十三條第二項の請求を爲すことを得公判期日七日前迄亦同し

第四十三條第三項の規定は前項の場合に之を準用す

第四十八條 裁判所公判準備期日外に於て證據決定を爲したるときは之を檢事、被告人及辯護人に通知すへし

第四十九條 公判準備期日外に於て證人又は鑑定人の訊問を爲すことは被告人も亦之に立會ふことを得

裁判所外に於て前項の手續を爲すことは拘禁せられたる被告人は之に立會ふことを得す但し裁判所必要と認むるときは之に立會はしむることを得

第五十條 前條第一項の手續を爲すへき日時及場所は被告人に之を通知すへし但し

急速を要する場合は此の限に在らず

第五十一條 公判準備中陪審の評議に付すへからざる事由生したるときは通常の手續に従ひ審判を爲すへし

公判準備期日に於て前項の事由生したるときは其の期日を公判期日とす但し訴訟關係人中出席せざる者あるときは此の限に在らず

第五十二條 被告人は公判準備期日に管轄處の申立を爲すことを得

前項の申立は豫審を経たる事件に付ては豫審判事に對して其の申立を爲したる場合に非されは之を爲すことを得す

第五十三條 裁判所公判準備期日に公判棄却又は管轄違の原由あることを認めたるときは決定を爲すへし

第五十四條 裁判所公判準備期日に免訴の

原由あることを認めたる時は決定を爲すへし

免訴の決定確定したるときは同一の事件に付更に公訴を提起することを得ず

第五十五條 前二條の決定を爲すには訴訟關係人の意見を聴くへし

決定に對しては即時抗告を爲すことを得

第五十六條 第五十一條又は第五十三條の場合に於て公判準備中に爲したる手續は其の効力を失はず

第五十七條 公判期日には第二十七條の規定に依りて選定したる陪審員を呼出すへし

第三十八條の規定は前項の場合に之を準用す

第五十八條 陪審員に對する呼出狀には出頭すへき日時、場所及呼出に應せざると

きは過料に處することあるへき旨を記載すへし

第五十九條 陪審員疾病其の他己むことを得ざる事由に因り呼出に應ずること能はざる場合に於ては其の職務を辭することを得此の場合に於ては書面を以て其の事由を疏明すへし

第二十節 公判手續及公判の裁判

第六十條 陪審構成の手續は判事、檢事、裁判所書記被告人、辯護人及陪審員列席し公判廷に於て之を行ふ

前項の手續に之を公行せず

第六十一條 前條第一項の手續は陪審員二十四人以上出頭するに非されは之を行ふことを得ず

出頭したる陪審員二十四人に達せざるときは裁判長は之を補充する爲裁判所所在

定を爲すへし

第六十三條 出頭したる陪審員中第十二條乃至第十四條の規定に依り陪審員たる資格を有せざる者ありとするときは裁判所は決定を爲すへし

第六十四條 檢事及被告人は陪審を構成すへき陪審員及補充陪審員の員数を超過する員數に付各其の半數を忌避することを

得忌避することを得へき人員奇數なるときは被告人は尙一人を忌避することを得

被告人數人あるときは忌避は共同して之を行ふ共同の方法に付協議整はさるとき

は忌避を行はしむる方法は裁判長之を定む

第六十五條 裁判長は陪審員の氏名票を抽籤函に入れたる後檢事及被告人の忌避することを得る員數を告知すへし

地又は其の附近の市町村の陪審員候補者名簿より抽籤を以て必要なる員數の陪審員を選定し便宜の方法に依り之を呼出すへし

前項の抽籤は裁判所書記の立會を以て之を爲すへし

第六十二條 陪審員二十四人以上出頭したるときは裁判長は其の氏名、職業及居住地を記載したる書面を示し檢事及被告人に對し陪審員中除斥せらるへき者あるや否やを問ふへし

裁判長は陪審員に被告人の氏名、職業及居住地を告げ除斥の原由ありや否やを問ふへし

檢事、被告人及陪審員除斥の原由ありとするときは其の旨の申立を爲すへし

除斥の原由ありとするときは裁判所は決

裁判長は氏名票を一票宛抽籤函より抽出し之を讀上くへし
裁判長氏名を讀上げたるときは檢事及被告人は承認又は忌避する旨を陳述すへし其の順序は檢事を先にして被告人を後にす

忌避の理由は之を陳述することを得す
次の氏名票を抽籤函より抽出する迄に陳述を爲さざるときは承認の陳述を爲したるものと看做す裁判長抽籤終りたる旨を宣言する迄陳述を爲さざるとき亦同じ
陳述は次の氏名票を抽出したる後は之を取消することを得す裁判長抽籤終りたる旨を宣言したる後亦同じ

第六十六條 前條の手續に依り陪審を構成すへき陪審員及補充陪審員の數を充したるときは裁判は長抽籤終りたる旨を宣言すへし

すへし

第六十七條 陪審を構成すへき陪審員は初に當籤したる十二人を以て之に充て補充陪審員は其の他の當籤者を以て之に充つ
第六十八條 陪審員は第六十五條の規定に依り爲したる抽籤の順序に従ひ著席すへし

第六十九條 裁判長は檢事の被告事件陳述前陪審員に對し陪審員の心得を諭告し之をして宣誓を爲さしむへし
宣誓は宣誓書に依り之を爲すへし
宣誓書には良心に従ひ公平誠實に其の職務を行ふべきことを誓ふ旨を記載すへし
裁判長は起立して宣誓書を朗讀し陪審員をして之に署名捺印せしむへし

第七十條 裁判長は陪席判事の一人をして被告人の訊問及證據調を爲さしむること

を得
陪審員は裁判長の許可を受け被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人を訊問することを得

第七十一條 證據は別段の定ある場合を除くの外裁判所の直接に取調へたるものに限る

七十二條 左に掲ぐる書類圖畫は之を證據と爲すことを得

- 一 公判準備手續に於て取調へたる證人の訊問調書
- 二 檢證、押收又は搜索の調書及之を補充する書類圖畫
- 三 公務員の職務を以て證明することを得べき事實に付公務員の作りたる書類
- 四 前號の事實に付外國の公務員の作り

たる書類にして其の真正なることの證明あるもの

五 鑑定書又は鑑定調書及之を補充する書類圖畫

第七十三條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事其の他法令に依り特別に裁判權を有する官署、檢事、司法警察官又は訴訟上の共助を爲す外國の官署の作りたる訊問調書及之を補充する書類圖畫は左の場合に限り之を證據と爲すことを得

- 一 共同被告人若は證人死亡したるとき又は疾病其の他の事由に因り之を召喚し難きとき
- 二 被告人又は證人公判外の訊問に對して爲したる供述の重要な部分を公判に於て變更したるとき
- 三 被告人又は證人公判廷に於て供述を

爲さざるとき

第七十四條 前二條の場合の外に於て被告人其の他の者の供述を録取したる書類又は裁判外に於て作成したる書類圖畫は供述者若は作成者死亡したるとき又は疾病其の他の事由に因り召喚し難きときに限り之を證據と爲すことを得

第七十五條 證據と爲すことに付訴訟關係人の異議なき書類圖畫は前三條の規定に拘らず之を證據と爲すことを得

第七十六條 證據調終りたる後検事、被告人及辯護人は犯罪の構成要素に關する事實上及法律上の問題のみに付意見を陳述すへし

辯護人數人ある場合に於て被告人の爲にする意見の陳述は重複して之を爲すことを得ず

公判廷に現はれざる證據は之を採用することを得ず

被告人又は辯護人には最終に陳述する機會を與ふへし

第七十七條 前條の辯論終結後裁判長は陪審に對し犯罪の構成に關し法律上の論點及問題と爲るべき事實並證據の要領を説示し犯罪構成事實の有無を問ひ評議の結果を答申すべき旨を命すへし但し證據の信否及罪責の有無に關し意見を表示することを得ず

第七十八條 裁判長の説示に對しては異議を申立つることを得ず

第七十九條 裁判長の問は主問と補問とに區別し陪席に於て然り又は然らずと答へ得べき文言を以て之を爲すへし
主問は公判に付せられたる犯罪構成事實

の有無を評議せしむる爲之を爲すものとす

補問は公判に付せられたるものと異りたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる必要ありと認むる場合に於て之を爲すものとす

犯罪の成立を阻却する原由と爲るべき事實の有無を評議せしむる必要ありと認むるときは其の問は他の問と分別して之を爲すへし

第八十條 陪審員、検事、被告人及辯護人は問の變更の申立を爲すことを得
前項の申立ありたるときは裁判所は決定を爲すへし

第八十一條 裁判長は問書に署名捺印し之を陪審に交付すへし
陪審員は問書の謄本の交付を請求するこ

とを得

第八十二條 裁判長は評議を爲さしむる爲陪審員をして評議室に退かしむへし

裁判長は公判廷に於て示したる證據物及證據書類を陪審に交付することを得

第八十三條 陪審員は裁判長の許可を受くるに非されは評議を了る前評議室を出て又は他人と交通することを得ず

陪審員に非ざる者は裁判長の許可を受くるに非されは評議室に入ることを得ず

第八十四條 陪審の答申前陪審員をして裁判所を退出せしむる場合に於ては裁判長は陪審員に對し滞留の場所及他人との交通に關し遵守すべき事項を指示すへし

第八十五條 陪審員第八十三條第一項の規定に違反したるとき又は前項の規定に依り指示せられたる事項を遵守せざるとき

は裁判所は其の陪審員に對し職務の執行を禁止することを得

第八十六條 陪審員は陪審長を互選すへし

陪審長は議事を整理す

第八十七條 陪審は評議を了る前更に説示を請求することを得此の場合に於ては公判廷に於て其の申立を爲すへし

第八十八條 答申は問に對し然り又は然らずの語を以て之を爲すへし但し問に掲ぐる事實の一部を肯定又は否定するときは之に付然り又は然らずの語を以て答申すへし

第八十九條 評議は先づ主問に付之を爲すへし主問を否定したる場合に於て補問あるときは之に付評議を爲すへし

第九十條 陪審員は問に付各其の意見を表示すへし

陪審長は最後に其の意見を表示すへし

第九十一條 犯罪構成事實を肯定するには陪審員の過半数の意見に依ることを要す犯罪構成事實を肯定する陪審員の意見其の過半数に達せざるときは之を否定したるものとす

第九十二條 答申は問書に記載し陪審長署名捺印して之を裁判長に提出すへし答申に不備又は齟齬あるときは裁判長は問書を返付し更に評議を爲し答申を訂正すへき旨を命すへし

第九十三條 裁判長は公判廷に於て裁判所書記をして問及之に對する陪審員の答申を朗讀せしむへし

第九十四條 前條の手續終りたるときは裁判長は陪審員を退廷せしむへし

第九十五條 裁判所陪審の答申を不當と認

むるときは訴訟の如何なる程度に在るを問はず決定を以て事件を更に他の陪審の評議に付することを得

第九十六條 陪審犯罪構成事實を肯定する

答申を爲したる場合に於て裁判所前條の決定を爲さざるときは檢事は適用すへき法令及刑に付意見を陳述すへし

被告人及辯護人は意見を陳述することを得

被告人又は辯護人には最終に陳述する機會を與ふへし

第九十七條 陪審の答申を採擇して判決の言渡を爲すには裁判所は陪審の評議に付して事實の判断を爲したる旨を示すへし有罪の言渡を爲すには罪と爲るへき事實及法令の適用を示すへし刑の加重減免の原由たる事實上の主張ありたるときは之

に對する判断を示すへし

無罪の言渡を爲すには犯罪構成事實を認めざること又は被告事件罪と爲らざることを示すへし

第九十八條 引續き七日以上開延せざりし場合に於ては公判手續を更新すへし

陪審を構成すへき陪審員疾病其の他の事由に因り職務を行ふこと能はざる場合に於て補充陪審員なきとき亦前項に同じ前二項の場合に於ては新に陪審構成の手續を爲すへし

第九十九條 裁判所は訴訟の如何なる程度に在るを問はず公訴棄却、管轄違又は免訴の裁判を爲すへき原由あることを認めたる場合に於ては陪審の評議に付せずして裁判を爲すへし

第一百條 裁判所書記は陪審員の氏名、陪審

の構成其の他陪審に關する訴訟手續及裁判長の説示の要領を公判調書に記載すべし

第三節 上訴

第一百條 陪審の答申を採擇して事實の判斷を爲したる事件の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

第一百二條 陪審の答申を採擇して事實の判斷を爲したる事件の判決に對しては大審院に上告を爲すことを得

第一百三條 上告は刑事訴訟法に於て第二審の判決に對し上告を爲すことを得る理由ある場合に於て之を爲すことを得但し事實の誤認を理由とする場合は此の限に在らず

第一百四條 左の場合に於ては常に上告の理由あるものとす

一 法律に従ひ陪審を構成せざりしとき

二 第十二條第一項第一號又は第十三條の規定に依り陪審員たることを得ざる者評議に關與したるとき但し評議を了る前訴訟關係人異議を述べざりしときは此の限に在らず

三 法律に依り職務の執行より除斥せらるべき陪審員評議に關與したるとき但し第六十二條第三項の申立を爲さざりしときは此の限に在らず

四 忌避せられたる陪審員評議に關與したるとき但し評議を了る前訴訟關係人異議を述べざりしときは此の限に在らず

五 裁判長の説示法律に違反したるとき
六 裁判長證據として説示したるもの法律上證據と爲すことを得ざるものな

るとき

七 裁判長法律上の論點に關し不當の説示を爲したるとき

第一百五條 上告裁判所原判決を破毀する場合に於ては事實の審理を爲さずして自ら裁判に爲す場合を除くの外事件を原裁判所に差戻し又は原裁判所と同等なる他の裁判所に移送すべし
破毀の理由と爲りたる事項陪審の評議の結果に影響なきものなるときは陪審の答申は其の効力を有す此の場合に於ては事件の差戻又は移送を受けたる裁判所は答申以後の手續のみを爲すべし

第四章 陪審費用

第一百六條 左に掲ぐるものを以て陪審費用とし訴訟費用の一部とす
一 陪審員の呼出に要する費用

二 陪審員に給與すべき旅費、日常及止宿料

第一百七條 陪審費用は第三條の場合に於て刑の言渡を爲すときは其の全部又は一部を被告人の負擔とす

第五章 罰則

第一百八條 陪審員は左の場合に於ては五百圓以下の過料に處す

一 故なく呼出に應ぜざるとき
二 宣誓を拒みたるとき
三 第八十三條第一項の規定に違反したるとき

四 故なく退廷したるとき
五 第八十四條の指示に違反したるとき

第一百九條 陪審員評議の顛末又は各員の意見若は其の多少の數を漏泄したるときは千圓以下の罰金に處す

前項の事實を新聞紙其の他の出版物に掲載したるときは新聞紙に在りては編輯人及發行人其の他の出版物に在りては著作
者及發行者を二千圓以下の罰金に處す
第百十條 裁判長の許可を受けずして陪審の評議室に入り又は陪審の評議を了る前裁判所内に於て陪審員と交通したる者は五千圓以下の罰金に處す
第百十一條 陪審の評議に付せられたる事件に付陪審員に對し請託を爲し又は評議を了る前私に意見を述べたる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す
第百十二條 過料の裁判は陪第員を呼出したる裁判所檢事の意見を聽き決定を以て之を爲すへし
前項の決定に對しては抗告を爲すことを得此の抗告は執行を停止する効力を有す

過料の裁判の執行に付ては非訟事件手續法第二百八十條の規定を準用す
第六章 補則
第百十三條 市制第六條の市に於ては本法中市に關する規定は區に、市長に關する規定は區長に之を適用す
町村制を施行せざる地に於ては本法中町村に關する規定は町村に準すべきものに、町村長に關する規定は町村長に準すべき者に之を通用す
第百十四條 第十二條の直接國稅の種類は勅令を以て之を定む
附則
本法施行の期日は各條に付勅令を以て之を定む本法施行前公判期日の定りたる事件に付ては本法を適用せず

附 錄 終

大正十五年二月十一日初版印刷
大正十五年二月二十日初版發行

國民常識
定價金四圓五拾錢



編著者 馬 場 峰 月
發行者 矢 萩 寅 之 介
印刷者 中 橋 昌 平
印刷所 東京市小石川區表町百八番地
帝國講學會印刷部

發行所 東京市本郷區向ヶ岡
彌生町三番地
帝國講學會
電話小石川四六二二三番
振替東京一二三三三番

536
188

終

